

商品概要説明書

出資予約貯金

(平成30年10月1日現在)

| | |
|--|---|
| 1. 商品名 | ○出資予約貯金 |
| 2. 販売対象 | ○組合員 |
| 3. 期間 | ○期間の定めはありません。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ○随時預け入れができます。 ○1円以上 ○1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ○出資払込に限り払い戻しできます。 |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法 | ○毎日の約定利率を適用します。 ○毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。 |
| 7. 手数料 | —— |
| 8. 付加できる 特約事項 | ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 9. 貯金保険制度 (公的制度) | ○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容 | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：055-949-3211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） |

| | |
|----------------|---|
| 11. その他参考となる事項 | <p>○当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。</p> <p>○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 6 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</p> |
|----------------|---|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 伊豆の国